

改正道路交通法が6月1日に施行されました。新しいルールでは、重大な事故につながる「危険行為」を繰り返し、3年の間に2回以上の摘発を受けた自転車の運転者は、各県警察本部などで安全講習を受講すること

ことが義務付けられました。受講の命令を受けて3か月以内に受講しなければ、5万円以下の罰金が科されることとなります。

近年、自転車が歩行者とぶつ

改正道路交通法が施行

てけがをさせたり、死亡させたりして多額の損害賠償を請求される事案も発生しています。このような事故の当事者にならないために、信号無視や一時不停止、酒酔い運

転、ブレーキの無い自転車の運転、スマートホンなどを操作しながらの「ながら運転」はしないようにしましょう。少しの油断が重大事故につながることもあるのです。



交通安全メモ